

第2章 防災組織

第1節 つがる市防災会議

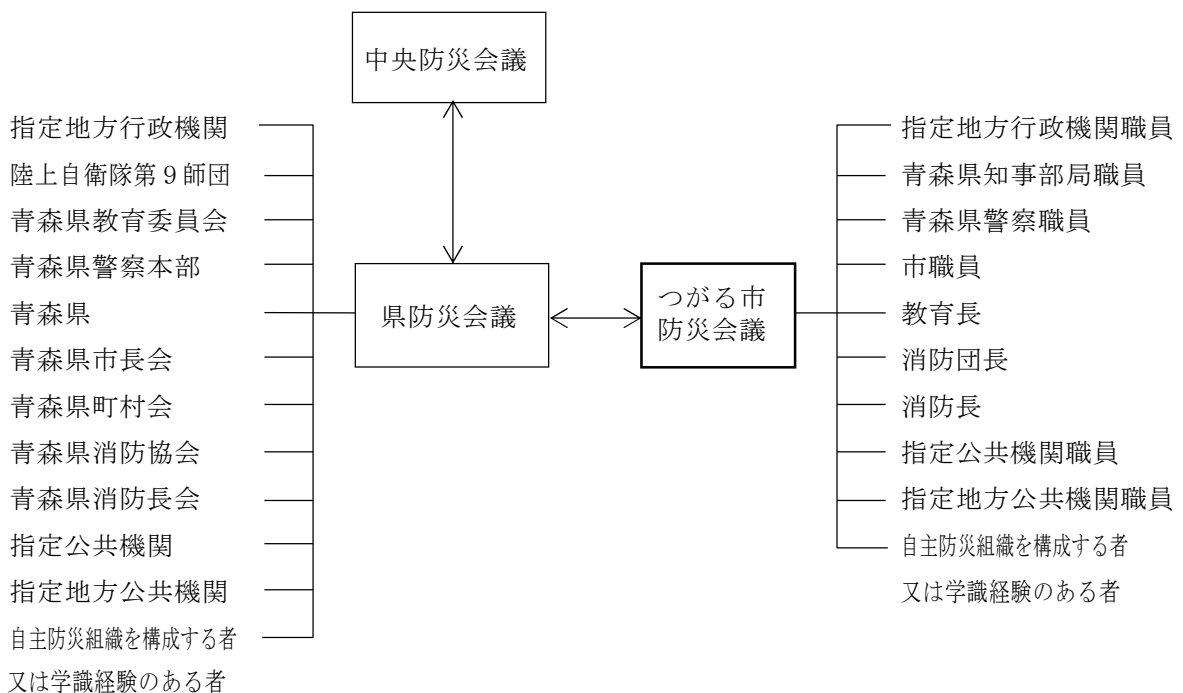
市の地域内に係る防災に関し、市の業務及び市の区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通じる総合的かつ計画的な実施を図るため、市長の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務はつがる市防災会議条例(平成17年条例第14号)で定めるものとする。

1 組織

つがる市防災会議条例(第3条第5項)に基づく組織は、会長である市長と次に掲げる者(委員)をもって組織する。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) その他市長が必要と認めた者

[つがる市防災会議組織図]



2 事務局

防災会議の事務局を防災危機管理課に置く。

3 所掌事務

つがる市防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) つがる市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条に規定する水防計画その他水防に関し、重要事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

【資料・様式編】 資料1 つがる市防災会議条例

資料2 つがる市防災会議委員名簿

第2節 配備態勢

市の地域内に風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

態勢	準備態勢			
	警戒態勢		非常態勢	
略号	1号	2号-1	2号-2	3号
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	1 次のいずれかの気象注意報等が発表された場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③強風注意報 ④大雪注意報 ⑤風雪注意報 ⑥竜巻注意情報 2 震度4の地震が観測された場合 3 市長が指示したとき	1 次のいずれかの気象警報が発表された場合 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④大雪警報（概ね積雪1m以上） ⑤暴風雪警報 2 指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合 3 水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 4 夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 5 震度5弱の地震が観測された場合 6 市長が指示したとき	1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合 3 水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 4 気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想される場合 5 記録的短時間大雨情報が発せられた場合 6 他都道府県において特別警報が発せられた台風又は前線が市又は近傍を通過すると予想される場合 7 前記に該当しない場合で、市の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合 8 震度5強の地震が観測された場合 9 津波注意報が発せられた場合 10 市長が指示したとき	1 気象の特別警報が発せられた場合 2 十和田において噴火警報のうち噴火警戒レベル4以上が発せられた場合、又は噴火警報に関わらず被害が発生した場合 3 震度6弱以上の地震が観測された場合 4 津波警報又は大津波警報が発せられた場合 5 市内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合
組織	—	災害情報連絡室	災害警戒本部	災害対策本部
配備決定者	防災危機管理課長	防災危機管理課長	総務部長	市長
態勢責任者	防災危機管理課長	防災危機管理課長	災害警戒本部長（市長）	本部長（市長）
配備要員	防災危機管理課職員	災害情報連絡要員※1	災害警戒対策要員※2	全職員

※1 「災害情報連絡要員」 各部長が情報収集・応急対策に従事することを指名した課長をいう。

※2 「災害警戒対策要員」 各課長が災害警戒対策に従事することを指名した職員をいう。

第3節 つがる市災害対策本部

市の地域内に風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、市長は災害対策本部を設置し、市防災会議と緊密な連携のもとに災害予防対策及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）を実施するものとする。

なお、市災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

1 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

(1) 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中「非常態勢3号」の項に定めるとおり。

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止時の通知等

ア 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を災害対策本部を設置した庁舎の正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

通知及び公表先	伝達方法	担当班
防災会議委員	電話	総務部対策調整班
本部員及び各班等	庁内放送・電話	〃
県（危機管理局）	青森県総合災害情報システム、電話（NTT、青森県防災情報ネットワーク等）、NTT-FAX・青森県防災情報ネットワークによるデータ伝送	〃
つがる警察署	電話	〃
つがる市消防本部	電話	〃
指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	電話	〃
報道機関等	電話、プレスリリース	総務部秘書広聴班
一般住民	報道機関、防災広報車、無線、ホームページ等	〃

イ 災害対策本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

2 組織・編成及び業務分担

(1) 災害対策本部の組織・編成は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のイの本部員等をもって組織する。

イ 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上、部長にある者等の本部員並びに本部員を部長とする部及び部に課長(室長)を班長とする班を置き事務を処理する。

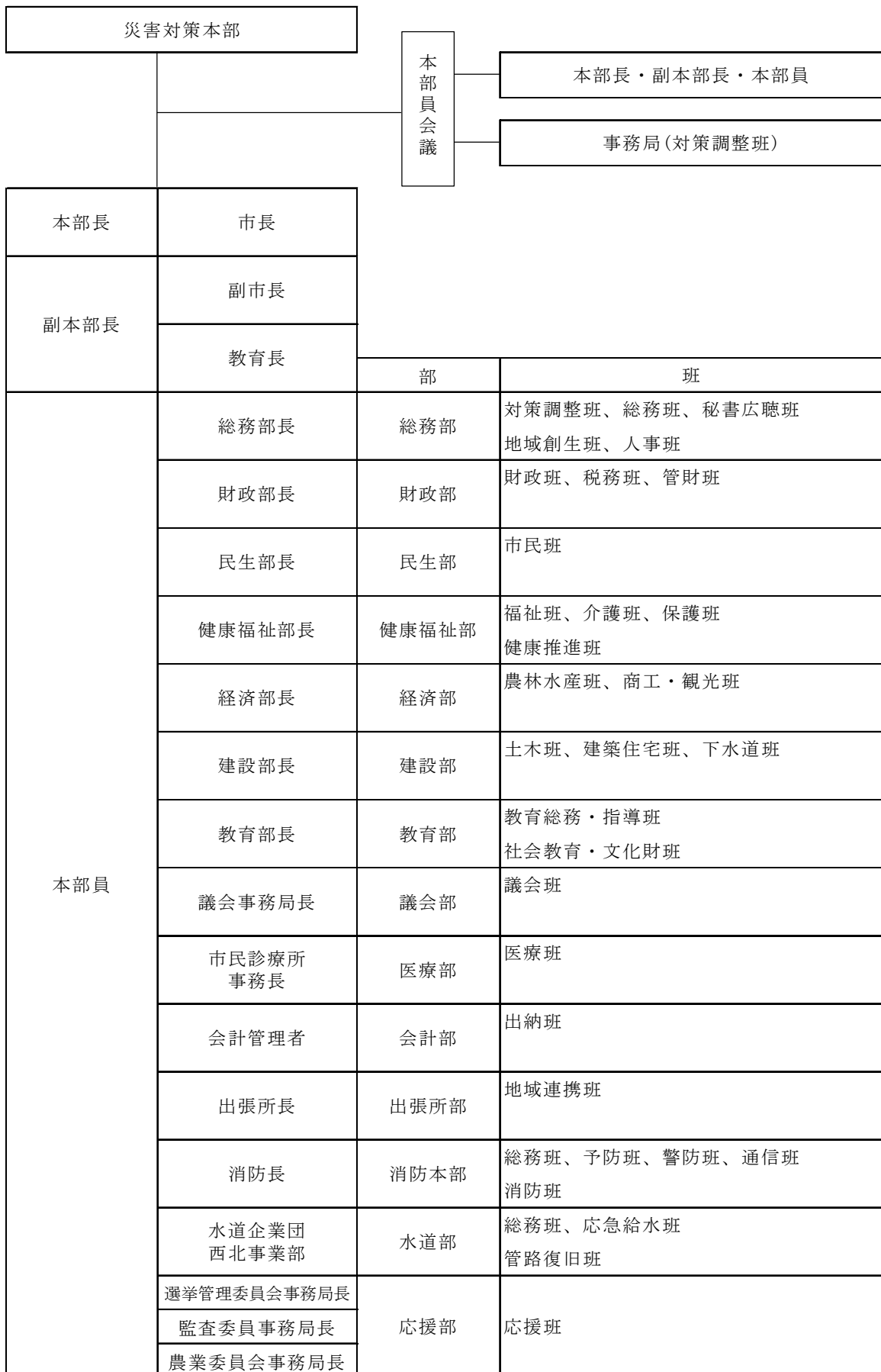
ウ 災害対策本部に、災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するため本部員会議、本部の事務を整理する事務局を置く。

本部員会議は、災害対策の総合的基本方針の決定等を行う。

エ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。

オ 必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。

つがる市災害対策本部組織機構図



(2) 災害対策本部班別業務は次のとおりとする。

ア つがる市災害対策本部班別業務分担

部名	部長	班名	班長	業務分担	要員
総務部	総務部長	対策調整班	防災危機管理課長	1 災害対策本部の運営及び統括に関すること 2 被害状況の把握及び報告に関すること 3 気象情報等の総括に関すること 4 防災会議に関すること 5 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること 6 知事への自衛隊派遣要請に関すること 7 自衛隊との連絡調整に関すること 8 知事への防災ヘリコプターの運航要請に関すること 9 知事への応援要請に関すること（給水を除く。） 10 災害救助法関係の総括に関すること 11 災害情報の総括に関すること 12 他の市町村長等への応援要請及び連絡に関すること（給水を除く。） 13 市防災行政用無線等の運用に関すること 14 避難指示等の発令に関すること	防災危機管理課職員
		総務班	総務課長 デジタル推進室長	1 部内及び各部との連絡調整に関すること 2 指定避難所の開設及び運営に関すること 3 炊き出しその他食品の供給に関すること 4 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与に関すること 5 労務要員の配分の総括に関すること 6 災害関係の陳情に関すること 7 市議会との連絡に関すること 8 災害現場等の案内所の設置運営に関すること 9 コンピューターシステムの管理運営等に関すること	総務課職員 デジタル推進室職員
		秘書広聴班	秘書政策課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 視察者及び見舞者の応接に関すること 3 被災地の視察に関すること 4 災害の取材(写真を含む)に関すること 5 災害の広報に関すること 6 広聴活動に関すること	秘書政策課職員
		地域創生班	地域創生課長	1 集会施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 運輸通信(鉄道、バス、電話、郵便)、電力、ガス関係の被害調査に関すること 3 諸団体(自主防災組織、女性団体、自治会、青年団等)への協力要請及びその動員に関すること	地域創生課職員

部名	部長	班名	班長	業務分担	要員
総務部	総務部長	人事班	人事課長	1 庁舎職員等避難者の整理誘導に関する事 2 職員の非常招集及び配置に関する事 3 応援職員の要請及び連絡調整に関する事 4 受援に関する状況把握・取りまとめに関する事 5 部内の業務分担の応援に関する事	人事課職員
財政部	財政部長	財政班	財政課長	1 部内の連絡調整に関する事 2 災害応急対策関係予算の措置に関する事	財政課職員
		税務班	税務課長 収納課長	1 建物及び工作物の被害状況並びに被災者実態調査に関する事 2 被災者名簿の作成に関する事 3 災害に伴う市税の減免措置に関する事 4 罹災証明の発行に関する事 5 災害に伴う市税等の徴収猶予措置に関する事	税務課職員 収納課職員
		管財班	管財課長	1 所管庁舎及び所管に属さない市有財産の被害状況の調査及び応急対策に関する事 2 車両の確保及び配車に関する事 3 電話の確保及び臨時電話に関する事 4 災害対策用物品、資機材の調達に関する事 5 応急復旧工事の請負契約に関する事 6 燃料の確保に関する事	管財課職員
民生部	民生部長	市民班	市民課長 国保年金課長	1 部内の連絡調整に関する事 2 指定避難所の開設及び運営に関する事 3 避難者の把握(立退先等)に関する事 4 炊き出しその他食品の供給に関する事 5 遺体の埋火葬に関する事 6 小動物の埋火葬許可証の交付に関する事 7 住民相談所に関する事 8 廃棄物処理施設の被害調査及び応急対策に関する事 9 災害廃棄物の処理に関する事	市民課職員 国保年金課職員

部名	部長	班名	班長	業務分担	要員
健康福祉部	健康福祉部長	福祉班	福祉課長 子育て健康課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関すること 2 社会福祉施設の被害調査及び所管社会福祉施設の応急対策に関すること 3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金貸付けに関すること 4 救援物品の受領及び保管並びに配分に関すること 5 救援金の配分計画及び配分に関すること 6 福祉避難所の開設運営に関すること 7 日赤奉仕団及び社会福祉団体の受入れに関すること 8 要配慮者の安全確保対策に関すること 9 ボランティアセンターとの連絡調整に関すること 	福祉課職員 子育て健康課職員
		介護班	介護課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 要配慮者の安全確保対策に関すること 3 福祉避難所に関すること 	介護課職員
		保護班	保護課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護世帯の被害調査及び救済対策について 2 行旅死亡者の埋火葬に関すること 3 部内の業務分担の応援に関すること 	保護課職員
		健康推進班	健康推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関の被害調査及び応急対策に関すること 2 医療、助産及び保健に関すること 3 負傷者の把握に関すること 4 指定避難所における衛生保持に関すること 5 医療救護班の編成に関すること 6 医療救援隊との連絡調整に関すること 7 医薬品、衛生材料の調達に関すること 8 防疫に関すること 9 遺体の処理（埋火葬を除く。）に関すること 	健康推進課職員

部名	部長	班名	班長	業務分担	要員
経済部	経済部長	農林水産班	農林水産課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事 2 農業、林業、畜産業及び水産業の被害調査に関する事 3 主要食料の確保及び応急供給に関する事 4 生鮮食料品等の確保に関する事 5 農業、林業、畜産業及び水産業の関係被災者の融資の斡旋に関する事 6 農業、林業、畜産業及び水産業の被害証明に関する事 7 病虫害及び家畜の防疫に関する事 8 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関する事 	農林水産課職員
		商工・観光班	商工労政課長 観光・ブランド戦略課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業、企業誘致及び観光関係の被害調査並びに応急対策に関する事 2 海水浴場及び観光施設等の安全対策に関する事 3 商工業関係の被災者への融資のあっせんに関する事 4 商工業関係の被害証明に関する事 	商工労政課職員 観光・ブランド戦略課職員
建設部	建設部長	土木班	土木課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事 2 道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関する事 3 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関する事 4 水防に関する事 5 障害物の除去に関する事 	土木課職員
		建築住宅班	建築住宅課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害調査及び応急修理に関する事 2 応急仮設住宅の設置に必要な調査建設に関する事 3 応急仮設住宅の入居者の選定に関する事 4 既設市営住宅への特定入居に関する事 5 公園施設の安全対策に関する事 	建築住宅課職員
		下水道班	下水道課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 下水道施設の被害地域に対する広報に関する事 3 災害復旧資機材の確保に関する事 4 部内の業務分担の応援に関する事 	下水道課職員

部名	部長	班名	班長	業務分担	要員
教育部	教育部長	教育総務・指導班	教育総務課長 指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関すること 2 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 職員の非常招集及び配置に関すること 4 文教関係の被害記録に関すること 5 指定避難所の開設に係る施設提供及び学校との連絡調整に関すること 6 被災児童生徒等(幼児を含む)の調査に関すること 7 児童生徒等(幼児含む)の保健及び環境衛生に関すること 8 応急の教育に関すること 9 学用品等の調達及び給与に関すること 10 学校給食の確保に関すること 	教育総務課職員 指導課職員
		社会教育・文化財班	社会教育スポーツ課長 文化財課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 文化財及び文化施設の被害調査並びに応急対策に関すること 	社会教育スポーツ課職員 文化財課職員
議会部	議会事務局長	議会班	議事総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会議員との連絡調整に関すること 2 市議会議員の被災地視察に関すること 	議事総務課職員
医療部	診療所事務長	医療班	診療所事務長	<ol style="list-style-type: none"> 1 診療所の被害調査及び応急対策に関すること 2 医療部内の連絡調整に関すること 3 医療部内職員の非常招集及び配置に関すること 4 傷病者等の医療救護及び看護に関すること 5 医療薬剤及び資材の供給確保に関すること 6 傷病者の避難誘導に関すること 7 健康推進班への応援に関すること 	診療所職員
会計部	会計管理者	出納班	会計課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の受領及び保管に関すること 2 災害関係経費の経理に関すること 	会計課職員

部名	部長	班名	班長	業務分担	要員
出張所部	出張所長	地域連携班	出張所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 出張所管内の被害状況の確認及び報告に関する事 2 災害対策本部との連絡調整に関する事 3 現地災害対策本部運営の協力に関する事 4 出張所管内関係団体との連絡調整に関する事 5 指定避難所の開設及び運営の応援に関する事 	出張所職員
消防本部	消防長	総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市災害対策本部との連絡調整に関する事 2 消防本部の管理に係る施設被害調査及び応急対策に関する事 3 資機材の調達に関する事 4 関係機関への連絡及び相互応援に関する事 	総務課職員
		予防班	予防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関する事 2 消防等の広報に関する事 3 火災調査に関する事 4 火災の罹災証明に関する事 	予防課職員
		警防班	警防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事 2 救助、救急活動に関する事 3 災害状況図及び警防活動図の作成に関する事 4 青森県内応援・緊急消防援助隊に関する事 5 消防団員の非常招集及び配置に関する事 	警防課職員
		通信班	通信指令室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害概要の把握に関する事 2 通信室と警防本部との情報収集伝達に関する事 3 通信施設の保守に関する事 	総務課職員 予防課職員 警防課職員 消防署員
		消防班	消防署長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関する事 2 被災者の救出、救護及び捜索に関する事 3 避難指示及び誘導に関する事 4 消防隊の編成に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 消防隊の出動指令に関する事 7 警報等の伝達に関する事 8 防災行政用無線広報に関する事 9 職員の非常招集及び配置に関する事 10 通信の運用及び無線の統制に関する事 	消防署員

部名	部長	班名	班長	業務分担	要員
水道部	水道企業団西北事業部長	総務班 応急給水班 管路復旧班	総務課長 工務課長	1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 職員の非常招集及び配置に関すること 3 応援要請及び関係機関との連絡調整に関すること 4 断水及び給水等の広報に関すること 5 応急復旧資機材の確保に関すること 6 給水車両等の確保及び給水活動に関すること 7 飲料水の確保、提供に関すること 8 水質検査に関すること	西北事業部職員
応援部		応援班	選管事務局長 監査事務局長 農委事務局長	1 所管する各委員会委員への連絡調整に関すること 2 本部長の指示する班の業務分担の応援に関するもの	各事務局職員

- 備考 1 災害対策本部長は、必要に応じて、各部、班に対して他の部、班の実施事項への応援を命じることができるものとする。
- 2 災害対策本部長は、必要に応じて、業務分担を一時的に変更できるものとする。

【資料・様式編】 資料3 つがる市災害対策本部条例

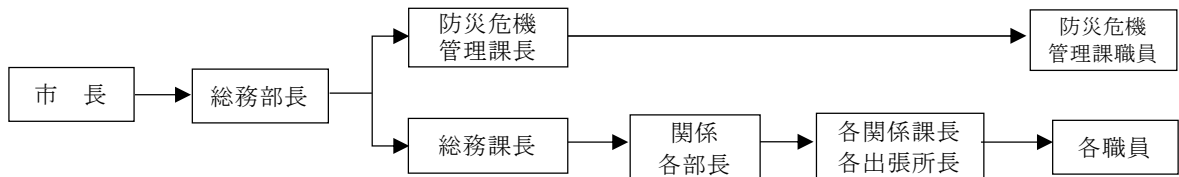
3 職員の動員

災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。
ただし、災害状況により、本部長の指示により動員の規模を縮小できる。
なお、それぞれの部内の職員の動員の方法等については、初動体制マニュアルによる。

(1) 動員の方法

ア 職員の動員は、原則として、連絡を待たずに直ちに参集するいわゆる自主参集による。
なお、連絡を要する場合は次の連絡系統により行う。

(ア) 本部設置前



本部員会議に参画するものとする。

ウ 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部（本部長は知事、副本部長は県危機管理局消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長）が設置され、消防の応援等の総合調整を行う。

エ 国の現地対策本部への情報連絡員の派遣等

国の現地対策本部が設置された場合等において、情報共有の支援と状況認識の統一を図るため、必要に応じて情報連絡員を派遣するとともに、合同会議、連絡会議、調整会議及び現地作業調整会議等を通じ、密接な連携を確保するものとする。

第4節 つがる市災害対策本部に準じた組織

市災害対策本部が設置される前及び市災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予報・警報、水防指令等の発令状況及び被害の状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、以下により対処する。

なお、市災害警戒対策本部等の組織及び運営は、市災害対策本部の組織及び運営に準じる。

1 市災害警戒本部（警戒態勢2号－2）

(1) 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中「警戒態勢2号－2」の項に定めるとおり

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア 市災害警戒本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ 市災害警戒本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(4) 職員の動員

市災害警戒本部が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき、各部の災害警戒対策要員が登庁して対処する。

2 市災害情報連絡室（警戒態勢2号－1）

(1) 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中「警戒態勢2号－1」の項に定めるとおり

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア 市災害情報連絡室を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ 市災害情報連絡室を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(4) 職員の動員

市災害情報連絡室が設置された場合は、初動体制マニュアルに基づき、各部の災害情報連絡要員が登庁して対処する。

第5節 防災関係機関の災害対策組織

防災関係機関は、気象予報・警報、水防指令等の発令状況及び被害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処するものとする。

1 災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

2 職員の配備基準及び動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の配備基準及び動員については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。